

5 東彼杵町規則第 27 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 7 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

### 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和39年規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(勤勉手当の支給基準) 第34条 (略) 2 (略) 3 成績率は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、町長が定めるものとする。 (1) (略) (2) 12月1日 100分の40以上100分の <u>105</u> 以下	(勤勉手当の支給基準) 第34条 (略) 2 (略) 3 成績率は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、町長が定めるものとする。 (1) (略) (2) 12月1日 100分の40以上100分の <u>100</u> 以下

第2条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(勤勉手当の支給基準) 第34条 (略)	(勤勉手当の支給基準) 第34条 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 成績率は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、町長が定めるものとする。</p> <p>(1) 6月1日 100分の40以上100分の<u>102.5</u>以下</p> <p>(2) 12月1日 100分の40以上100分の<u>102.5</u>以下</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 成績率は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、町長が定めるものとする。</p> <p>(1) 6月1日 100分の40以上100分の<u>100</u>以下</p> <p>(2) 12月1日 100分の40以上100分の<u>105</u>以下</p>
---	---

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和6年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の職員の給与に関する規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員の給与に関する規則の規定による給与の内払いとみなす。